

令和3年度 防災資機材整備助成制度の運用方針について

令和3年9月22日

消防局長決定

神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要綱第33条の規定に基づき令和3年度の防災資機材整備助成制度（以下、「資機材助成」）の運用方針を下記のとおり定めます。

記

1 対象団体

神戸市防災福祉コミュニティ（以下、「防コミ」）

2 申請期間

令和3年10月1日(金)～10月31日(日)

3 提出先

管轄の消防署

4 対象の資機材

資機材助成の対象となる資機材は、神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要領別表1に掲げるものです。

5 申請について

(1) 申請の種類

ア 資機材老朽化に伴う資機材の更新

防コミが所有している資機材の老朽化等に伴う更新の申請です。

申請書類は「防災福祉コミュニティ防災資機材整備助成申請書（様式第8号）」「収支予算書（様式第9号）」「資機材整備計画書（様式第10号）」「購入予定資機材の見積書」が必要です。

イ 新たな取り組みに必要な資機材の導入

防コミが新たな取り組みに必要な防災資機材を導入するための申請です。

申請書類は「防災福祉コミュニティ防災資機材整備助成申請書（様式第8号）」「収支予算書（様式第9号）」「防災訓練計画書又は資機材活用計画書（様式の指定はありません。）」「購入予定資機材の見積書」が必要です。

(2) 申請可能な品名の種類

1 団体あたり申請可能な資機材は2種類までとします。

(3) 申請可能な資機材の個数

申請可能な資機材の個数は、単体で 10 万円(税込)を超える資機材は 1 つとします。また、単体で 10 万円(税込)を超えない資機材は合計金額が 10 万円(税込)を超えない個数とします。

6 審査について

- (1) 申請のあった資機材の 1 件ずつに対して、神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要領で別に定める審査基準に基づき審査します。(詳細は防災資機材整備助成制度マニュアルを参照してください。)
- (2) 申請総額が予算額を上回った場合、助成対象となる資機材は 1 地区 1 種類を上限とし、審査点数が高い方を助成対象とします。また過去 3 年度で 2 件(令和元年申請の切創防止用防護衣は除く)以上資機材整備助成対象になった地域からの申請については、助成対象外とさせていただきます。
- (3) 審査の結果、採用不採用を決定する案件が同点の場合、より多くの地域へ助成することを考慮し、原則、申請額の低いものから助成対象とします。

7 注意事項

予算の範囲内において助成する制度ですので、全ての申請に対して助成する制度ではありません。また、助成交付決定より前に遡っての助成はできません。(助成交付決定後、事業に着手してください。)

問合せ先：神戸市消防局予防課 地域防災支援係 岡本・花房 電話 (078) 322-5754
